

長浜市告示第195号

長浜市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年長浜市告示第462号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

別表在宅療養等支援用具の部中

「

(1) 呼吸機能障害3級以上の者

」

を

「

(1) 呼吸器機能障害3級以上の者

」

に、

「

(1) 呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で、人工呼吸器の装着が必要な者

」

を

「

(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で、人工呼吸器の装着が必要な者

」

に、

「

人工呼吸器用外部バッテリー	(1) 人工呼吸器を使用する身体障害児・者で、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者	居宅で使用する人工呼吸器に、接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者又は、介助者が容易に使用できる	5年	100,000円
---------------	--	--	----	----------

		もの		
--	--	----	--	--

を「

人工呼吸器用外部バッテリー	次のいずれかに該当する者 (1) 人工呼吸器を使用する身体障害児・者で、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの（メーカー純正バッテリーに限る。）	5年	100,000円
正弦波インバーター発電機	次のいずれかに該当する者 (1) 人工呼吸器を使用する身体障害児・者で、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者 (3) 生命・身体機能の維持に必要な医療機器のうち、電源を必要とするもの（ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等）を常時使用している呼吸器機能障害3級以上又は同程度の者（児）であって、医学意見書によ	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機のうち、定格出力が850VA以上のもので、使用者又は介助者が容易に使用し得るもの（ポータブル蓄電池又はDC/A Cインバーター（カーインバーター）との併給は不可）	10年	120,000円

<p>ポータブル蓄電池</p>	<p>り給付の必要性が認められる者</p>	<p>蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置のうち、定格出力が300W以上のもので、使用者又は介助者が容易に使用及び運搬し得るもの（正弦波インバーター発電機又はDC/ACインバーター（カーインバーター）との併給は不可）</p>	<p>5年</p> <p>60,000円</p>
<p>DC/ACインバーター（カーインバーター）</p>		<p>自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置のうち、定格出力が300W以上のもので、使用者又は介助者が容易に使用し得るもの（正弦波インバーター発電機又はポータブル蓄電池との併給は不可）</p>	<p>5年</p> <p>30,000円</p>

に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。